

重ねて外国籍の調停委員の採用を求める理事長声明

近畿弁護士会連合会管内の大阪弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会の3会は、去る2月10日、最高裁判所に対して、地元の家庭裁判所及び地方裁判所（以下「家庭裁判所等」という。）による外国籍の調停委員の任命上申拒絶についての不服を申し立てた。

当連合会は、2003年（平成15年）、兵庫県弁護士会が家事調停委員として推薦した外国籍の会員について、神戸家庭裁判所が最高裁判所への任命上申を拒絶したことに端を発し、2005年（平成17年）11月に開催した当連合会大会において、「弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満のものであれば、日本国籍の有無に関わらず、等しく民事調停委員及び家事調停委員に任命することを求める。」旨の大会決議を採択した。

以後、当連合会内外の複数の単位弁護士会において、毎年のように外国籍の会員を民事調停委員・家事調停委員などに推薦し、最高裁判所に外国籍の調停委員を採用するように求めてきたが、最高裁判所による採否に先立ち、家庭裁判所等は最高裁判所への任命上申を行わず、その結果として最高裁判所は外国籍の調停委員を採用しないという事態が続いてきた。これに対し、当連合会は、2010年（平成22年）3月、「外国籍者の調停委員任命拒絶に抗議する決議」を理事会にて行い、同年11月には、再び「外国籍の調停委員の採用を求める決議」を当連合会人権擁護大会で採択した。しかし、上記のような家庭裁判所等の対応について、最高裁判所は、外国籍の会員を推薦した単位弁護士会に直接その意思を明らかにすることはなかった。

今回の3単位会による上記申立ては、裁判所法に定める司法行政事務に関する不服申立手続に則ったものであり、昨年末、地元の家庭裁判所等が繰り返した任命上申拒絶につき、最高裁判所に対して、外国籍の調停委員の任命上申に向けた監督権の行使を下級裁判所に行うことを求めるものである。

最高裁判所は、各単位弁護士会において、かかる不服の申立てに及ばざるを得ない事態に至ったことを真摯に受け止め、家庭裁判所等に外国籍であることを唯一の理由とする調停委員の任命上申拒絶をやめさせるとともに、憲法の理念と、自ら制定した民事調停委員及び家事調停委員規則に規定する資格要件にしたがい、さらには、過去においては外国籍の大阪弁護士会会員を問題なく調停委員に採用していた事実を直視して、各単位弁護士会が上記最高裁判所規則の資格要件にしたがって家庭裁判所等に推薦した調停委員を、日本国籍の有無にかかわらず採用することを求める。

2012年（平成24年）2月22日

近 畿 弁 護 士 会 連 合 会
理 事 長 畑 守 人